

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成25年4月5日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 イレブンプラザ  
所在地 上越市本町4丁目4番8号  
設置者 株式会社イレブンビル
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
(変更前) (仮称) 大和跡地拠点施設整備事業  
(変更後) イレブンプラザ
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
(変更前) 未定  
(変更後) 有限会社大創笹澤ほか1者
- 3 変更年月日
  - 2 (1) 平成24年10月3日
  - 2 (2) 平成25年2月14日
- 4 変更の理由
  - 2 (1) 利用客に親しみやすい名称にするため。
  - 2 (2) 小売業者が決定したため。
- 5 届出年月日  
平成25年3月27日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、上越市産業観光部産業振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成25年4月5日から平成25年8月5日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp